



県 章

滋賀県公報

平成 25 年（2013 年）
10 月 18 日
第 3763 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告（県民活動生活課）	1
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	1
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告（監理課）	5
公共測量実施公告（監理課）	5
宅地建物取引業者に係る確知公告（住宅課）	5
一般競争入札の公告（警察本部会計課）	6
落札者決定の公告（情報政策課）	7
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（東近江）	8

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申請のあった年月日 平成25年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 エコ村ネットワーキング

特定非営利活動法人の代表者の氏名 仁連孝昭

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市本町一丁目2番33号

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、持続可能な社会のコミュニティ・モデルであるエコ村を都市や農村などのさまざまな条件のもとでつくりだす基盤を整備するとともに、さまざまな主体のエコ村建設と運営を推進することを通じて、持続可能な社会を構築することを目的としている。そのため広くエコ村についての知識を普及するとともに、エコ村を担う主体を育て、エコ村づくりの運動を推進する事業を行う。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成25年10月8日から平成25年12月8日までの縦覧場所における執務時間内

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート湖北店 長浜市湖北町八日市1011番地

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和ほか2者

- (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和ほか 1 者
- 3 変更年月日 平成25年 9 月21日
- 4 変更の理由 小売業者を変更したため
- 5 届出年月日 平成25年10月 2 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
- (2) 縦覧期間 平成25年10月18日から平成26年 2 月18日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成26年 2 月18日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート追分店 草津市追分町水田1236番地
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
ア 大規模小売店舗の名称 平和堂追分店
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和ほか 2 者
- (2) 変更後
ア 大規模小売店舗の名称 フレンドマート追分店
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和ほか 3 者
- 3 変更年月日 平成25年 9 月21日
- 4 変更の理由 店舗名称および小売業者を変更したため
- 5 届出年月日 平成25年10月 2 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号
- (2) 縦覧期間 平成25年10月18日から平成26年 2 月18日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成26年 2 月18日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート湖北店 長浜市湖北町八日市1011番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平

和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時45分から午後 9 時30分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時45分から午後10時まで

4 変更年月日 平成25年10月 3 日

5 変更の理由 有職主婦の増加や夜型消費への対応等

6 届出年月日 平成25年10月 2 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号

(2) 縦覧期間 平成25年10月18日から平成26年 2 月18日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成26年 2 月18日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート追分店 草津市追分町水田1236番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時45分から午後 9 時30分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時45分から午後10時

4 変更年月日 平成25年10月 3 日

5 変更の理由 有職主婦の増加や夜型消費への対応等

6 届出年月日 平成25年10月 2 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 平成25年10月18日から平成26年 2 月18日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成26年 2 月18日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 プラザマルエス・平和堂甲西店 湖南市岩根867番地の 5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
マルエス開発株式会社 湖南市岩根866番地の 1 代表取締役 園田正
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時45分から午後 9 時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時45分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時45分から午後10時まで
- 4 変更年月日 平成25年10月 3 日
- 5 変更の理由 有職主婦の増加や夜型消費への対応等
- 6 届出年月日 平成25年10月 2 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目 1 番地
 - (2) 縦覧期間 平成25年10月18日から平成26年 2 月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成26年 2 月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 三井アウトレットパーク滋賀竜王 蒲生郡竜王町大字薬師字砂山1178 - 694
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パーニーズジャパン 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 33 - 8 SOUTH GATE 新宿 6 F 代表取締役 竹野浩樹ほか128者
 - (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パーニーズジャパン 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 33 - 8 SOUTH GATE 新宿 6 F 代表取締役 上田谷真一ほか204者
- 3 変更年月日 平成25年 7 月 7 日ほか
- 4 変更の理由 テナントの住所ならびに代表者の氏名に一部変更があったため、および、大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づき平成24年 9 月 4 日付け変更届出において未定となっていた小売業を行う者が確定したため
- 5 届出年月日 平成25年10月 9 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口 3

(2) 縦覧期間 平成25年10月18日から平成26年 2 月18日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成26年 2 月18日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 2 号の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 処分をした年月日 平成25年10月18日
- 2 処分を受けた者 有限会社コーセー
代表者 代表取締役 浅沼克己
主たる営業所の所在地 草津市平井五丁目 3 番11号
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（般 - 23）第021988号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第 8 条第 1 号および第10号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量（太田川河川計画のための基準点設置）
- 2 作業の地域 大津市大石曽束町
- 3 作業の期間 平成25年 9 月25日から平成25年11月29日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳作成に係る基準点測量、平板測量）
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成25年 9 月30日から平成26年 1 月10日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、京都国道事務所長 濱田 禎から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影）
- 2 作業の地域 大津市
- 3 作業の期間 平成25年10月15日から平成26年 2 月28日まで

宅地建物取引業者に係る確知公告

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第 1 項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 商号 有限会社臣葉地所
- 2 代表者氏名 木寺壽
- 3 主たる事務所の所在地 草津市矢橋町598番地
- 4 免許証番号 滋賀県知事(2)第2998号
- 5 免許年月日 平成22年 5 月10日

一般競争入札の公告

平成26年度から平成31年度までにおける運転シミュレータ機器の借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 運転シミュレータ（搬入、調整および撤去を含む。） 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成26年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書に示す場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される滋賀県の調達契約（建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。）に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、新たに登録しようとするものは、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子システム

または滋賀県会計管理局管理課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077 - 528 - 4314

- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

- (6) 入札説明書の交付を受けた者であること

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県警察本部警務部 会計課 〒520 - 8501 大津市打出浜 1 番10号 電話 077 - 522 - 1231（内線2263）
- (2) 契約条項を示す期間 平成25年10月18日（金）から平成25年11月25日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 平成25年11月25日(月)17時

(6) 開札の日時および場所 平成25年11月26日(火)11時 滋賀県警察本部 1 階入札室

4 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定による。

(2) 入札参加者は、封入した入札書を3(5)に示す受領期限までに、直接持参または郵送により3(1)に示す場所に提出しなければならない。

(3) 入札金額は、総賃貸借料（72月分）を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(5) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部または一部が納付されていないとき

(6) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(8) 虚偽の申請等を行った者のした入札

(9) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札

(10) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 入札参加者に要求される事項

(1) 入札参加者は、2の各号に掲げる資格を有することおよび借入物品が仕様書に示す仕様要件を満たしていることを証する書類（入札参加資格確認申請書、同等品申請書およびカタログ等関係書類。以下「提出書類」という。）を平成25年11月20日(水)12時までに3(1)に示す場所に郵送または持参により提出しなければならない。

(2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

11 その他必要事項

(1) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(2) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(3) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Driving simulator, 1 set

(2) Deadline for tender : 17:00, November 25, 2013

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu - shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定により公告する。

平成25年10月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 業務名および数量 地域情報提供システム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県総合政策部情報政策課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3381
- 3 落札者を決定した日 平成25年 9 月17日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 NECキャピタルソリューション株式会社 京都営業所 所長 山本一岳 京都府京都市下京区四条通烏丸入ル長刀鉾 8
- 5 落札金額 43,360,000円（消費税および地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成25年 7 月31日(水)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第29号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成25年10月18日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社ケア安土 竜王事業所	蒲生郡竜王 町林365 - 1	株式会社ケア安土 代表取締役 岡山 伸彦	近江八幡市安 土町常楽寺652	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2571500376	平成25. 9 .30